

規律・フェアプレー委員会 懲罰規程

東京都シニアサッカー連盟
規律フェアプレー委員会

1. 目的

東京都シニアサッカー連盟 規律・フェアプレー委員会は、公益財団法人 日本サッカー協会憲章に基づき、公益財団法人 東京都サッカー協会統括のもと、シニア連盟が開催する公式試合において発生した懲罰事項について、公平平等に、適正にまた、迅速に処理することを目的とする。

2. 組織

委員長： 曹 明 (シニア連盟 委員長) 委員： 本間 孝 (シニア連盟 事務局長)
委員： 小倉 功 (シニア連盟 副委員長) 委員： 古賀研二 (シニア連盟 審判部長)

3. 懲罰基準

公益財団法人 日本サッカー協会「懲罰規程」に準じる。
ただし、一部は東京都シニアサッカー連盟が定める、実施年度の競技会規定による。
* 11・ 競技規則と懲罰基準の関係 による。

4. 適用範囲

東京都シニアサッカー連盟が主催、主管、後援、普及などの公式試合のリーグ戦、カップ戦に適用する。 公式試合 P-6参照

5. 対象者

公益財団法人 日本サッカー協会に加盟または登録する団体および個人(選手、監督、コーチ、審判および役員その他の関係者=以下選手など)であり、東京都シニアサッカー連盟が開催する公式試合にかかわる者である。

6. 運用方法

公式試合において、懲罰対象事項が発生した場合には、下記の処理方法で迅速に対処するものとする。

- 6・1 連絡： ・試合会場の責任者は、選手など懲罰対象者へ次の1試合は自動的に出場停止であり、その後は規律委員会の判断を待つことを伝える。
- ↓
- ・試合会場の責任者は速やかに、電話などで規律委員(古賀委員)へ連絡をすること。
- ・当該日中に「公式記録書」を古賀委員へ提出すること。
- ・担当審判員(主審)に古賀委員まで連絡する、「審判報告書」を送付することを伝える。
- 6・2 判断： ・古賀規律委員は委員長に連絡をし、委員長は必要であれば委員の招集をおこなう。
- ↓
- ・懲罰適用が1試合出場停止に相当する内容と判断すれば、委員長の承認を得たのち当該チームへの通知手続きをおこなう。
- ・懲罰適用が2試合以上の出場停止に相当する内容と判断すれば委員会の開催または、委員会の承諾後、(公財)東京都サッカー協会 規律・フェアプレー委員会に相談する。
- 6・3 通知： ・1試合出場停止の場合は3日以内に当該チーム代表者などに速報「決定通知」をする。
- ↓
- ・2試合以上出場停止の場合は3日以内に当該チーム代表者などに「判断中通知」をする。その後、決定次第に当該チーム代表者などに速報「決定通知」をする。
- ・なお、いずれにおいても後日文書(様式1)にて通知をおこない記録保管する。
- 6・3 報告： ・(公財)東京都サッカー協会 規律・フェアプレー委員会へ「退場者(懲罰)一覧表(様式2)」にて報告をおこなう。

7・ 上申事項

公式試合に発生した懲罰対象事項が、2試合の出場停止処分を越えるものと判断した場合は、下記の通り、相談または指示、判断を仰ぐものとする。

7・1 (公財)東京都サッカー協会 規律・フェアプレー委員会へ相談または指示を仰ぐ事項。

- ・ 2試合～6ヶ月未満の出場停止処分に該当する場合または、
- ・ 複雑な案件や後日、問題が発生しそうな事項に該当する場合

7・2 (公財)日本サッカー協会 規律委員会または裁定委員会へ上申し審議を仰ぐ事項。

*すみやかに、(公財)東京都サッカー協会 規律・フェアプレー委員会に報告し、指示を仰ぐ。

- ① 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任またはサッカー活動の停止・禁止
- ② 罰金
- ③ 没収
- ④ 下位ディビジョンへの降格
- ⑤ 除名
- ⑥ 競技会への参加資格の剥奪
- ⑦ 新たな選手の登録禁止
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等かまたはそれ以上

8・ 出場停止処分の消化について

*JFA懲罰規定 [別紙2]懲罰基準の運用に関する細則 第4条～第10条

- ① 退場による公式試合の出場停止処分は、同一競技会における直近の試合に適用されるものとする。
- ② 同一競技会にて消化されなかった場合、直近の公式試合にてその処分を消化する。
(シニア連盟・競技会規定) 出場停止処分の消化は、同一競技会にかかわらず直近の公式試合にてその処分を消化するものとする。
- ③ 選手の移籍、卒業の場合は移籍先のチームにて未消化の出場停止処分を消化するものとする。
- ④ 複数のチームにて競技会に出場する場合も、同一競技会による消化および懲罰処分の一方のチームの選手として出場停止処分を消化するものとする。
(シニア連盟・競技会規定) 複数のチームにて競技会に出場する競技者は、懲罰処分の当該チーム以外の他のチームでの出場も停止処分とする……サブ登録の場合。
- ⑤ 警告の累積による出場停止処分と退場による出場停止処分は併科する。なお、退場による出場停止処分を先に消化するものとする。
- ⑥ (シニア連盟・競技会規定) 下記の該当する出場停止処分が当該年度に消化できなかった場合は翌年度に持ち越され、直近の公式試合にて消化するものとする。
・退場 ・同じ試合で2つ目の警告 ・累積警告3回 ・出場停止処分懲罰行為など

9・ 試合が中止などとなった場合の懲罰の消化について

*JFA懲罰規定 [別紙2]懲罰基準の運用に関する細則 第10条

9・1 試合がいずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能または中止となった場合は、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分は効力を失わない。

9・2 試合が一方または両方のチームの責に帰すべき事由により開催不能、中止、無効試合または没収試合となった場合は、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分は次のとおりとする。

- ① 再試合を実施する場合は、退場・退席の処分は有効とし、警告の処分は効力を失うものとする。
- ② 再試合を実施しない場合、没収試合の場合は、責に帰すべき事由のあるチームが受けた処分のみ有効とし、両方のチームに責に帰すべき事由がある場合は両チームの受けた処分を有効とする。

9・3 出場停止処分が試合数をもって科されている場合は、開催不能、中止、無効試合または没収試合となった試合については出場停止試合に算入する。ただし、試合が開催不能、中止、無効試合または没収試合となったことにつき責に帰すべきチームおよび選手などに対しては、出場停止試合に算入しないものとする。

10・不服申立可能な懲罰

*JFA懲罰規定 第5節 第35条 申し立て可能な懲罰

- ・ 不服申立委員会への不服申立は原懲罰が以下のいずれかに該当する場合に限り可能なものとする。
- ・ 懲罰裁定通知日より3日以内到着とする。
- ・ 不服申立委員会への不服申立は、不服申立申請書および理由書を郵送またはFAXにて送付する。
 - ① 3試合以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任またはサッカー活動の停止・禁止
 - ② 2ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任またはサッカー活動の停止・禁止
 - ③ 100万円以上の罰金
 - ④ 下位ディビジョンへの降格
 - ⑤ 2点以上の勝点の減点
 - ⑥ 没収
 - ⑦ 賞の返還
 - ⑧ 観客のいない試合の開催
 - ⑨ 中立地における試合の開催
 - ⑩ 競技会への参加資格の剥奪
 - ⑪ 新たな選手の登録禁止
 - ⑫ 除名
 - ⑬ 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等かまたはそれ以上と判断される処分

11・競技規則と懲罰基準の関係

* 競技規則と懲罰基準(JFA基本規定 [別紙1] 競技および競技会における懲罰基準)の対比

11・1 警告

	競技規則	懲罰基準	連盟 競技会規定
1	反スポーツ的行為を犯す	1-1 (5) 不正な行為	同左
		1-1 (6) 反スポーツ的行為(シミュレーション含む)	同左
		1-1 (7) 策略的な行為(露骨なハンドなど)	同左
		1-1 (9) その他スポーツマンらしくない行為 (観客への無礼な仕種、差別発言 その他の差別的行為を含む)	同左
			同左
2	言葉または行動によって 異議を示す	1-1 (3) 主審、副審の判定にに対する非難、抗議	同左
		1-1 (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に 立ち会っている人々に対する非難	同左
3	繰り返し競技規則に 違反する	1-1 (1) 反則行為	同左
4	プレーの再開を遅らせる	1-1 (7) 策略的な行為(時間稼ぎなど)	同左
5	コーナーキック、フリーキック でプレーを再開するとき、 規定の距離を守らない	1-1 (7) 策略的な行為(時間稼ぎなど)	同左
6	主審の承認を得ず意図的 にフィールドに入る、または 復帰する	1-1 (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れ 行為	同左

7	主審の承認を得ず意図的にフィールドから離れる	1-1 (8)	主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為	同左
*	ラフプレー	1-1 (2)	危険な行為	同左
懲罰	累積警告	「別紙2」 2条	試合数 9試合以下の場合2回～1試合停止 試合数19試合以下の場合3回～1試合停止 試合数20試合以上の場合4回～1試合停止	リーグ戦およびカップ戦とも 3回で1試合停止 繰り返し2回目で2試合、3回目で3試合

11・2 退 場

	競技規則	懲罰基準		懲 罰	連盟競技会規定
1	著しく不正なプレーを犯す	2-1 (1)	著しい反則行為	最低1試合	最低1試合
		2-1 (3)	乱暴な行為	最低1試合	最低1試合
2	暴な行為を犯す	2-2,	選手などに対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	最低2試合および罰金	最低2試合
		2-5,	主審、副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低4試合および罰金	最低4試合
		2-3,	選手などに対する著しい暴行・脅迫(乱闘、喧嘩などを含む)	最低6試合および罰金	最低6試合
		2-6,	主審、副審に対する暴行・脅迫	最低6ヶ月および罰金	最低6ヶ月
		2-3,	選手などに対してつばを吐きかける行為	最低6試合および罰金	最低6試合
3	相手競技者あるいはその他の物につばを吐きかける	2-7,	主審、副審に対してつばを吐きかける行為	最低12ヶ月および罰金	最低12ヶ月
4	競技者が意図的に手でボールを扱って、相手チームの得点、あるいは決定的な得点の機会を阻止する	2-1 (1)	著しい反則行為	最低1試合	最低1試合
5	フリーキックあるいはペナルティーキックとなる違反で、ゴールに向かって相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する	2-1 (1)	著しい反則行為	最低1試合	最低1試合
6	攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする	2-1 (5)	他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低1試合	最低1試合
		2-4,	主審、副審に対する侮辱または公然の名誉毀損行為	最低2試合	最低2試合
7	同じ試合の中で二つ目の警告を受ける	2-1 (6)	警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す	最低1試合 繰り返し2回目で2試合	最低1試合 繰り返し2回目で2試合
		2-1 (8)	戦略的な行為を繰り返す	最低1試合 繰り返し2回目で2試合	最低1試合 繰り返し2回目で2試合

① 試合放棄

	懲罰基準	懲罰	連盟競技会規定
1	チームまたは選手などが試合継続を拒否し、または試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して当該試合の没収処分および試合への出場停止処分を科す。	没収試合および最低2試合	没収試合および最低2試合

② 破損行為

	懲罰基準	懲罰	連盟競技会規定
1	選手などによる競技場またはその周辺関連施設に対する故意による器物破損行為。	1回目、最低1試合	1回目最低1試合
		繰り返す、最低2試合および罰金	繰り返す最低2試合および実費弁償

③ 乱闘、喧嘩

	懲罰基準	懲罰	連盟競技会規定
1	乱闘または喧嘩に関与した者に対しては出場停止処分を科す。ただし、乱闘、喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔てまたは分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない。	1回目最低6試合	1回目最低6試合
		繰り返す、最低12試合	繰り返す最低12試合

④ 公文書の偽造・変造

	懲罰基準	懲罰	連盟競技会規定
1	サッカーに関連して、公文書(住民票、パスポートなど)を偽造、変造した場合。	最低12ヶ月のサッカー関連活動停止	最低12ヶ月のサッカー関連活動停止
2	選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造または変造した場合。	処分決定日から1ヶ月の出場停止	処分決定日から1ヶ月の出場停止

⑤ 出場資格のない選手の公式試合への不正出場(未遂を含む)

	懲罰基準	懲罰	連盟競技会規定
1	出場させた者	処分決定日から1ヶ月の出場停止	処分決定日から1ヶ月の出場停止
2	出場した選手	処分決定日から1ヶ月の出場停止	処分決定日から1ヶ月の出場停止
3	チーム	試合を0:3で負試合ただし、すでに獲得された得失点差が大きい場合は大きい方を有効とする。	試合を0:3で負試合ただし、すでに獲得された得失点差が大きい場合は大きい方を有効とする。

⑥ 差別

	懲罰基準	懲罰	連盟競技会規定
1	人種、肌の色、性別、言語、宗教、または出身などに関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為により、個人あるいは団体の尊厳を害した場合は以下のとおり懲戒を科すものとする。ただし、軽度の違反の場合は、譴責若しくは戒告、その他の軽度の懲罰に留めることができる。	選手などの場合 ～ 最低5試合 および 罰金10万円以上	最低5試合
		複数の個人が同時に違反した場合 ～ 勝点の減点3点	複数の個人が同時に違反した場合 ～ 勝点の減 点3点

⑦ チームまたは選手などによる著しい違反行為

・本規定に該当懲罰基準がない場合で、チームまたは選手などがJFA基本規程および本規定の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チームまたは選手などに対して、本規定の各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すものとする。・・・ JFA規律委員会委員長承認必要。

* 参照

シニアサッカー連盟が設定する公式試合

- ・ 春期サッカー大会 Over60
- ・ 全国シニアサッカー大会、東京都大会
- ・ 全国シニアサッカー大会、関東および全国大会
- ・ シニアサッカーリーグ戦、入れ替え戦、順位決定戦
- ・ 関東シニア選手権サッカー大会